

海外送金サービスに関する特約

(セブン銀行フィリピン送金サービス with BDO Unibank)

第 1 条 (適用範囲)

1. この海外送金サービスに関する特約 (セブン銀行フィリピン送金サービス with BDO Unibank) (以下「本特約」といいます。) は、セブン銀行 (以下「当社」といいます。) が提供する海外送金サービスのうち、フィリピン向け専用の海外送金サービスである「セブン銀行フィリピン送金サービス with BDO Unibank」 (以下「本サービス」といいます。) を利用する場合に必要な事項を定めることを目的とするものです。
2. 本特約は、当社が定める海外送金サービス規定 (以下「一般規定」といいます。) の一部を構成する特約であり、一般規定と本特約の内容が異なる事項については本特約が優先し、また、本特約に定めがなく一般規定にのみ定められている事項については一般規定の定めが適用されます。

第 2 条 (定義)

1. 本特約における用語の定義は、次の通りとします。
 - (1) 「口座入金」とは、送金資金について、あらかじめご登録された受取人の受取銀行口座に受取通貨をもって入金することを委託するための支払指図を、提携先に対して発信することをいいます。この場合、お客さまの指定した受取銀行口座へ入金することにより支払います。なお、受取銀行口座への入金には当社所定の日数がかかります。
 - (2) 「受取国」とは、フィリピンを指します。
 - (3) 「提携先」とは、BDO Unibank, Inc. <フィリピン国法人、本社住所：7899 Makati Avenue, Makati City 0726, Philippines>をいいます。なお、同社ホームページは、当社ホームページでご案内します。
 - (4) 「リファレンスナンバー」とは、本サービスに関する各海外送金取引に対し個別に付与される番号をいいます。
 - (5) 「受取通貨」とは、フィリピンペソを指します。
 - (6) 「海外送金アプリ」とは、お客さまのスマートフォンにダウンロードされたアプリケーションソフト「セブン銀行 海外送金サービスアプリ」をいいます。
 - (7) 「ネット決済サービス」とは、当社「振込規定」第8条に定めるものをいい、同条に記載の「加盟店」を「当社」と読み替えるものとします。
2. 一般規定において定義されている用語について本特約で一般規定と異なる意味が定められている場合、本サービスに一般規定が適用される範囲において、当該用語は本特約に定められている意味に置き換えて適用されるものとします。
3. 本特約に定義がない用語は、一般規定その他の当社の定める規定等における定義によるものとします。

第 3 条 (サービス提供主体)

本サービスは、当社がお客さまに提供するサービスであり、本サービスに基づくお客さまの権利義務の一切は、当社との間でのみ発生し帰属します。提携先、受取拠点および受取銀行は、当社

に対し、当社によるお客さまへのサービス提供を支援するにとどまり、お客さまとのお取引の当事者となることはありません。

第 4 条（海外送金サービス契約のお申込み）

本サービスをご利用になるには、あらかじめ、一般規定第4条に従って、当社と海外送金サービス契約を締結することが必要です。

第 5 条（送金依頼）

1. 本サービスに関するお客さまの送金依頼は、全て海外送金アプリにより行われるものとします。なお、本サービスのご利用にあたっては、事前にダイレクトバンキングサービスのご利用開始登録が必要となります。
2. 送金依頼は、当社がこれを承諾し、次の各号の各事項が全て完了した時点で当社にてこれを受付けるものとし、これにより海外送金取引が成立するものとします。
 - (1) お客さまが、送金依頼内容その他当社から確認を求められた各事項を全てご確認いただいたこと。
 - (2) 当社が、第9条の規定に従い、お客さまの口座からの振替により所定の金額を受領したこと。
 - (3) 当社がリファレンスナンバーを発行したこと。
3. 当社が送金依頼を受付けた場合は、当社所定の方法により、お客さまに対して、その旨をお知らせするとともに、リファレンスナンバーその他の海外送金取引の内容を表示します。リファレンスナンバーを含む海外送金取引の内容は、お客さまの責任で受取人にご連絡ください。これらの海外送金取引の内容は、受取人以外には伝えないでください。お客さままたは受取人以外の第三者がこれらを利用したことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 現金受取の場合、リファレンスナンバーその他の海外送金取引の内容は、お受取りに必要なとなります。
5. 当社が送金依頼を受付けた場合、以降のお客さまからの変更依頼は、取扱いません。ご変更が必要な場合は、一旦、一般規定第14条または第15条に従い取消または組戻しを実施したうえで、改めて送金依頼を行ってください。

第 6 条（受取金額・受取方法）

1. 送金依頼に係る送金資金は、日本円で受付けます。受取人への支払いまたは受取銀行口座への入金、受取通貨で行うものとします。また、受取通貨への換算は、原則として、送金依頼受付時の当社所定の外国為替レートにより行います。なお、当社所定の外国為替レートには、当社所定の利ざやが含まれます。
2. 海外送金取引に基づく受取人へのお支払いは、現金受取または口座入金のうち、お客さまが受取人の登録申請時または送金依頼時に指定した方法によって行われます。
3. 受取人への支払い時または受取銀行口座への入金時に、公租公課や手数料の賦課等により一部金額が控除されることがあります。

第 7 条（現金受取における受取場所）

1. 受取人は、受取国に所在するいずれかの受取拠点で、各受取拠点の営業日および営業時間内に限って、同拠点所定の支払請求手続き（次の各号に定めるものの提示または提供を含みます。）により、海外送金取引きに基づく支払いを受けることができます。

(1) リファレンスナンバー

(2) その他海外送金取引きの内容

(3) 前各号に定めるもののほか、受取拠点所定の書類または情報

2. 受取人は、受取国以外に所在する受取拠点ではお支払いを受けることができません。

3. 第1項の規定にかかわらず、当社がお客さまの送金依頼を受付けた場合であっても、一般規定第5条第3項に定める提携先または受取拠点所定の取引制限により、受取国に所在する受取拠点の全部または一部で受取ることができないことがあります。この場合、当社は、その限度で、送金依頼の受付に際してお客さまのご確認を受けた条件に従い海外送金取引きを実行する義務を負いません。

4. 受取人は、お客さまが送金依頼の際に指定した受取拠点と異なる受取拠点で支払いを受ける場合があります。この場合でも、お客さまが負担する当社の手数料・諸費用は変更されません。

第8条（口座入金における受取銀行口座）

1. 口座入金の場合、提携先の定める条件または受取国の法令に従い、所定の手続きを経て、受取銀行より受取銀行口座へ送金資金が入金されます。

2. 第1項の規定にかかわらず、当社がお客さまの送金依頼を受付けた場合であっても、一般規定第5条第3項に定める提携先または受取銀行所定の取引制限により、受取銀行口座へ入金することができないことがあります。この場合、当社は、その限度で、送金依頼の受付に際してお客さまのご確認を受けた条件に従い海外送金取引きを実行する義務を負いません。

3. 受取銀行による受取銀行口座への入金に際しては、お客さまが指定した受取銀行口座の口座番号のみを確認し、受取人名と口座名義人の一致を確認しない場合があります。そのため、受取銀行口座の口座番号は特に重要になりますので、十分にご注意ください。

第9条（送金資金等の支払い）

1. 送金依頼にあたっては、送金資金のほか、当社所定の送金手数料その他海外送金取引きに関して必要となる手数料・諸費用（送金資金と合わせて以下「送金資金等」といいます。）を、日本円でお支払いいただきます。なお、送金資金等のお支払いは、第2項及び第3項に定める方法によるものとし、現金によるお支払いはできません。

2. 送金資金および当社所定の送金手数料は、ネット決済サービスによりお支払いいただきます。

3. 送金資金および当社所定の送金手数料以外の送金資金等については、お客さまの別段の払戻請求なく口座からの振替によりお支払いいただきます。

第10条（当社による取消し）

一般規定第16条第2項の定めにかかわらず、本サービスについては、現金受取において、受取が可能となった日から起算して30日間に、その送金依頼に係る受取人への支払いが完了しない場合は、当社は、原則として、その期間の満了日以降すみやかに、お客さまに事前に通知することな

く、当社所定の方法により、その海外送金取引きを取消します。ただし、その取消しまでに受取人への支払いが完了した場合は、この限りではありません。

第11条（取消・組戻し時の指図・返金）

一般規定第17条第3項の定めにかかわらず、組戻しが行われた場合、当社は、提携先から返戻された金額を日本円で返金するものとし、お客さまの別段の入金依頼なく口座に入金します。この場合の返金額は、受取通貨を当社所定の外国為替レートにより日本円にした金額となります。また、送金資金以外の送金手数料その他の手数料・諸費用は返金しません。

第12条（規定の準用）

一般規定および本特約に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。

第13条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(2020年2月17日改定)